

個人情報保護に関する特記事項

(個人情報保護の基本原則)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。「以下「個人情報保護法」という。」）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人情報保護法及び関係法令等の規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者の監督)

第3条 乙は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、この契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(適正な安全管理)

第4条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

第5条 乙は、発注者（以下「甲」という。）が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。

2 再委託する場合にあつては、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社

(会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(廃棄等)

第9条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。

2 乙がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、甲に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(安全管理の確認)

第10条 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。

2 甲は必要と認めたとき、乙に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は甲が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

3 甲は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(改善の指示)

第11条 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 乙は、当該要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を

行わなければならない。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の漏えい等の報告)

第13条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）に関する事態が発生した場合には、漏えい等した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を直ちに甲へ報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

第14条 甲は、乙が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。